

○尼崎市子どもの育ち支援条例

平成21年12月18日
条例第41号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 大人の役割等(第4条—第8条)

第3章 子どもの主体性のはぐくみ(第9条・第10条)

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進(第11条・第12条)

第5章 子どもの育ちを支える仕組み(第13条—第18条)

第6章 雜則(第19条—第21条)

付則

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならず、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのこと学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるよう育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互につながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 市内に居住する者、子ども施設に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約において児童の権利として定めるものをいう。

(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(子どもを除く。)又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。

(5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は市内に存するものをいう。

(6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。

- (7) 関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態、非行その他の問題行動を行っている状態若しくは発達支援(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第4項に規定する発達支援をいう。)が必要な状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

(平30条例38・一部改正)

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (2) 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるよう、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- (4) 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

第2章 大人の役割等

(保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3) 子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

(子ども施設の役割)

第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 要支援の状態にある子ども(以下「要支援の子ども」という。)の早期発見及びその支援を行うこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。
- (2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。

(3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

(1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携すること。

(2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。

(3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。

(4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

第3章 子どもの主体性のはぐくみ

(子どもの主体性のはぐくみ)

第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

(1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。

(2) 社会生活上の決まりを守ること。

(3) 他者とのかかわりを大切にする中で、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、子どもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

(子どもの主体的活動への支援)

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立に資するため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営による活動(以下これらを「子どもの主体的活動」という。)への支援に努めなければならない。

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

(子どもに関する施策の策定及び推進)

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

(1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。

(2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくりに関すること。

(3) 子ども同士のかかわり合い及び子どもの多様な体験の機会づくりに関すること。

(4) 子どもの主体的活動の機会づくりに関すること。

(5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境づくりに関すること。

(推進計画等)

第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

5 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聞く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

(平25条例18・一部改正)

第5章 子どもの育ちを支える仕組み

(地域社会の子育て機能の向上)

第13条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。

2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。

(2) 子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。

3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第2号に掲げる事項について市が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(要支援の子どもへの支援等)

第14条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者(以下「支援関係者」という。)と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に係る方針(以下「支援方針」という。)を決定するものとする。

3 支援関係者(子ども施設のうち市が設置するものを除く。)は、支援方針に基づき、要支援の子どもに対する支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく市及び各支援関係者の役割その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

(支援関係者に対する協力要請等)

第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(支援に係る協議等)

第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるとときは、相互に当該支援を行うために必要な協議(以下「支援に係る協議」という。)を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

2 市の職員若しくは支援関係者(法人等にあっては役員又は職員、子ども施設にあってはその職員)又はこれらの職若しくは地位にあった者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(体制の整備等)

第17条 市は、第13条第2項の規定により講ずる措置及び第14条第1項本文の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

2 市は、第13条から前条まで(第14条第1項ただし書を除く。)の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組み(以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。)及び同項ただし書の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

(要支援の子ども等に関する情報の活用)

第18条 市長及び尼崎市教育委員会は、第14条第1項本文の規定による支援その他の要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、法令の規定に従い、その保有する要支援の子ども又はその保護者(以下「要支援の子ども等」という。)の属する世帯の構成その他の要支援の子ども等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

(平30条例38・追加)

第6章 雜則

(調査研究)

第19条 市は、第11条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

(平30条例38・旧第18条繰下)

(財政上の措置)

第20条 市は、第11条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平30条例38・旧第19条繰下)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平30条例38・旧第20条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

